

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
38 愛媛県	202 今治市	38202	4500005004859	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 東予福祉会				
(8)主たる事務所の住所	愛媛県	今治市	朝倉南乙457番地		
(9)主たる事務所の電話番号	0898-56-3577	(10)主たる事務所のFAX番号	0898-56-3664		
(11)従たる事務所の有無	2 無				
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.toyo-fukushikai.com		(14)法人のメールアドレス	info@toyo-fukushikai.com	
(15)法人の設立認可年月日	昭和60年9月5日		(16)法人の設立登記年月日	昭和60年10月5日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上9名以内	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
青野 安久	H29.4.1	~ H33.6	1 有	1 有	1
社会福祉法人福成会 監事					
菅 幹郎	H29.4.1	~ H33.6	2 無	2 無	1
農業					
杉野 大輔	H29.4.1	~ H33.6	2 無	1 有	1
社会福祉法人杉の子会 理事					
藤山 喜悟	H29.4.1	~ H33.6	2 無	2 無	1
藤山住宅株式会社 代表取締役社長					
永井 謙	H29.4.1	~ H33.6	2 無	2 無	1
無職					
村上 百合子	H29.4.1	~ H33.6	2 無	2 無	1
主婦					
渡辺 望	H29.4.1	~ H33.6	2 無	2 無	1
株式会社渡辺建設 会長					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上8名以内	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0	1 特例有
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
						(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
後藤 浩文	1 理事長	平成29年6月21日	1 常勤	平成29年6月21日	朝倉作業所 施設長	2 無
	H29.6.21 ~ H31.6		3 施設の管理者		1 有	3 職員給与のみ支給
青野 茂則	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月21日	大和染工株式会社 代表取締役社長	2 無
	H29.6.21 ~ H31.6		1 社会福祉事業の経営に識見を有する者		1 有	4 いずれも支給なし
武内 寛	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月21日	たけうちクリニック 院長	2 無
	H29.6.21 ~ H31.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし
岡本 健一	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月21日	無職	2 無
	H29.6.21 ~ H31.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし
白石 浩二	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月21日	株式会社三興産業 代表取締役社長	2 無
	H29.6.21 ~ H31.6		4 その他		2 無	4 いずれも支給なし
谷本 衣観	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月21日	高野山今治別院僧侶	2 無
	H29.6.21 ~ H31.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。  
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
龍田 有仁	社会福祉法人龍門福祉会 理事長	2 無	平成29年6月21日	H29.6.21 ~ H31.6	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	2
村上 守	株式会社富士電子計算センター 代表取締役社長	2 無	平成29年6月21日	H29.6.21 ~ H31.6	6 財務管理に識見を有する者(その他)	2

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
				0
				0

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	3	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	2
		常勤換算数	2.0	常勤換算数	0.1

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
平成30年6月21日	7 1 2	1. 平成29年度計算書類及び財産目録の承認について



①取組類型コード分類	④取組内容
地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）	相談窓口の開設 今治市朝倉地区 障がいを持つ方やその保護者の方へ無料相談窓口を開設しています。
地域における公益的な取組⑨（その他）	家庭でできるタオルの内職作業の提供 今治市朝倉地区 就労や作業所へ通うことの困難な障がい者の方へお仕事を提供します。作業に応じて賃金をお支払します。
地域における公益的な取組⑨（その他）	家庭でできるタオルの内職作業の提供2 今治市朝倉地区 作業技能訓練としてもお仕事を提供します。作業に応じて賃金をお支払します。

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	3 該当なし
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費 (円)	22,932,880
②施設・設備に係る公費 (円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	48,857,814
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	03 税理士
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	高田 勝人
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用 [年額] (円)	496,800
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	平成29年10月6日 1 管理 (1) 固定資産の分類について 貸借対照表では、器具及び備品が27,627円、有形リース資産が523,005円となっているが、注記及び附属明細書では、器具及び備品の当期末残高は550,632円となっている。 注記や附属明細書は諸帳簿を確認のうえ、正確に調製すること。 (2) 就労支援事業明細書について 貸借対照表の国庫補助金等特別積立額は、資産の減価償却に伴い1,728,528円減少しているが、事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額は937,177円となっている。これは、国庫補助金等特別積立金取崩額のうち791,351円を就労支援事業費用から控除したためである。 一方、これに対応する資産の減価償却費については、就労支援事業費用には算入されていない。 附属明細書の就労支援事業明細書を適切に作成すること。 (3) 所轄庁への届出書類について 法人が提出した電子開示システムにサービス区分ごとの収支の状況が入力されていないため、附属明細書の④拠点区分収支明細書及び⑤拠点区分事業活動明細書が出力できなかった。 今後は、電子開示システムにより出力ができるように対応するが、所轄庁への届出書類と合わせて紙ベースで提出すること。
②実施した改善内容	1 管理 (1) 固定資産の分類について 上記指摘事項に関して、当該法人が計算関係書類等、会計業務を委託しているところの担当税理士に問い合わせた結果、以下のとおりのお返事を徴取し改善を図る。 注記において器具及び備品と有形リース資産の額が合算され、器具及び備品一本で表示されておりましては、今後の決算において、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の注記欄に有形リース資産の項目を設けると共に金額を区分して記載致します。 (2) 就労支援事業明細書について 上記指摘事項に関しても(1)同様、担当税理士に問い合わせを行い、以下の通りのお返事を徴取し改善を図る。 就労支援事業費用に減価償却費が計上されていない件に関しては、当方の決算整理時の会計処理において就労支援事業費用の減価償却費として処理すべきところを、誤って事業活動計算書の減価償却費に計上してしまっていたことに、就労支援事業明細書に集計されなかった次第であります。 確認を強化し、再発の防止に努めます。 (3) 所轄庁への届出書類について 電子開示システム開始初年度ということもあり、システムへの入力方法等が十分認識できていなかったことが附属明細書の④拠点区分資金収支明細書及び⑤拠点区分事業活動明細書が出力できないといった届出書類の不備に繋がったものと真摯に受け止め、今般の指導監査の際に所轄庁の担当者から当該明細書の入力等操作方法の指導を受けることができたので、今後は電子開示システムにより出力できるように対応し、適切な情報開示に努める。

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)	
① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●)	

⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無